⑶　資格試験の運営に関すること
⑷　業務委託先の選定及び委託先の管理に関すること
⑸　事業計画書及び収支予算書の作成に関すること
⑹　登録講習機関の申請準備に関すること
二十一　登録事務課
⑴　主任者登録に関すること
⑵　主任者登録の手引きの作成に関すること
⑶　手数料の収納に関すること
⑷　試験事務及び主任者登録事務に係る会計に関すること
2　前項に定めのない事務の分掌については、事務局長が定める。
（職員の任免及び配属）
第５条　職員は、すべて会長がこれを任免する。
2　事務局に、事務局長１名を置く。事務局長の任免は、理事会の同意を要する。
3　各部に、部長１名を置き、必要に応じて、部部長、副部長、次長を置くことができる。
4　相談センターに、センター長１名を置く。
5　資格試験センターに、センター長１名を置く。
6　各課に、課長１名を置き、必要な人数の職員を配属する。
7　各課に、必要に応じて、課長補佐を置くことができる。
8　第６項の職員の中から係長を命じることができる。
9　必要に応じて、嘱託を置くことができる。
（事務局長の職務）
第６条　事務局長は会長、副会長、専務理事及び常任理事の指揮の下に、事務局を総括し、その事務を掌理する。
（部長、部部長、副部長、次長、課長の職務）
第７条　部長は、事務局長の命を受けて、その部に置かれた部部長、副部長、次長又は課長に対する指揮監督を通じ、その部の事務を掌理する。
2　部部長、副部長又は次長は、部長を補佐し、部長が欠けたときはその職務を代行する。
3　課長は、部長、部部長、副部長又は次長の命を受けて、その所属の課の職員を指揮監督する。
（指示・報告・連絡・相談等）
第８条　職務上の指示、報告及び連絡は、原則として組織上の系統に従い、明確かつ適時になされなければならない。
2　職員は、報告、連絡、相談、提案、確認等の活発なコミュニケーションを通じて、相互の意思の疎通と連携に努め、職務の適正かつ円滑な遂行を図らなければならない。

第３章　運営

（会議）
第９条　事務局長、部長、部部長、副部長、次長及び課長は、定期又は随時に関係職員の会議（ミーティング）を開いて、必要な指示を行い、又は意見若しくは情報の交換を図り、自由闊達な議論の場を設けるものとする。
（他の部署との協議）
第10条　他の課の業務に関係する事務は、当該関係部署との協議を経て遂行しなければならない。
（就業規則）
第11条　職員の就業に関する規則は別に定める。
（文書等取扱規則）
第12条　文書等の取扱いに関する規則は別に定める。
（会計）
第13条　会計処理については経理規則を別に定める。
（事務所の管理）
第14条　事務所の管理については日誌を作成し、解錠又は施錠をした者が、所定の事項を記帳するものとする。
2　事務所における防火、防犯その他の安全管理については、別に定める細則に従うものとする。
（事務所の環境衛生）
第15条　事務局は、事務所が職員等の健康に配慮した清潔かつ快適な職場となるよう努めなければならない。
（細則）
第16条　この規則に定めるもののほか事務局の事務運営に関して必要な細則は、会長がこれを定める。

附　則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

この規則は、平成20年５月１日から改正施行する。
（20．4.25　第３回理事会決議）
・　第３条の２を新設
・　第５条第１項に「等」を追加、同条同項第８号⑵に「の実施、分析及び評価」を追加、同条同項第９号⑴の「年度計画の策定」を「企画、立案及び管理」に変更、同条同項第10号⑴に「、分析及び評価」を追加、同条同項同号⑵の「規律委員会への上申に関すること」を「監査結果の行政官庁との連絡調整に関すること」に変更、同条同項同号⑶を削除
・　第５条第１項第18号を新設

附　則

この規則は、平成20年７月１日から改正施行する。
（20．6.17　第５回理事会決議）
・　第３条第１項第１号に「総務企画部」を新設、管理部以降を順次繰り下げ
・　第５条第１項に「部」を追加、同条同項第１号に総務企画部の事務分掌を規定（これまで管理部総務課、人事課及び経理課所掌の事務（一部）を含む。このため、順次繰り上げ又は繰り下げ）、総務課以降を順次繰り下げ
・　第５条第１項第２号⑷の「統制管理」を「取扱」に変更、同号⑬を⑼に、「業務書式、白書等の販売に関すること」を「印刷物、出版物等の販売管理に関すること」に変更、同号⑾に「防災・防犯に関すること」を追加、同号⑿に「反社会的勢力への対応に関すること」を追加、同号⒁に「総務企画部所掌業務の補佐に関すること」を追加［⒁については、人事課及び経理課も同様］
・　第５条第１項第３号⑹を⑸に、「賞罰に関すること」を「賞罰委員会事務局に関すること」に変更、同号⑺に「保健衛生及び衛生委員会事務局に関すること」を追加
・　第５条第１項第６号⑵の「広告審査委員会」を「広告審査小委員会」に変更
・　第５条第１項第12号⑷に「研修用テキストの作成に関すること」を追加
・　第５条第１項第13号⑸に「下記のものの受理に基づく協会員情報の維持管理に関すること①定款に基づく営業及び財産に係る報告②定款施行規則に基づく登録事項の変更に係る届出」を追加、同号⑹に「協会員との交流に関すること」を追加、同号⑺に「業務用書式等会員向け提供物に関すること」を追加、同号⑻に「協会会費の請求・督促に関すること」を追加
・　第５条第１項第16号⑷に「協議会の運営に関すること」を追加
・　第５条第１項第18号⑶の「クレジットカウンセリング協会」を「㈱日本クレジットカウンセリング協会」に変更
・　第５条第１項第20号に「資格試験センター準備室」を追加、同号に「⑴指定試験機関認可の準備に関すること、⑵主任者登録事務の準備に関すること、⑶登録講習の準備に関すること」を追加

附　則

この規則は、平成21年６月18日から改正施行する。
（21．6.16　第３回理事会決議）
・　第３条第１項第８号及び同条第８項を追加
・　第４条（資格試験センター準備室の設置）を削除及びこれに伴い、第５条以降順次繰り上げ
・　第４条第１項第20号の「資格試験センター準備室」を「試験事務課」に変更及び所掌事務を変更・追加並びに同条同項第21号に「登録事務課」及び所掌事務を追加
・　第５条第５項を追加及びこれに伴い、第５項以降順次繰り下げ（第５条第７項「第５項の～」を同条第８項「第６項の～」に変更）

個人情報の保護に関する規則

第１章　総則

（目的）
第１条　この規則は、日本貸金業協会（以下「協会」という。）が、「個人情報取扱事業者」として個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するための指針を示すものである。
（定義）
第２条　この規則において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
2　この規則において「個人情報データベース」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
一　特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの